

平成23年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成23年 9月 20日（水）9時30分 宣告

1、出席議員

| | | |
|---------|----------|----------|
| 1番 安部大助 | 6番 小野昌士 | 11番 遠藤義光 |
| 2番 前田芳樹 | 7番 齋藤昭一 | 12番 池田信博 |
| 3番 平田文夫 | 8番 石田茂春 | 14番 福田晃 |
| 4番 齋藤幸廣 | 9番 高宮陽一 | 16番 松森豊 |
| 5番 是津輝和 | 10番 米澤壽重 | |

1、欠席議員

15番 安部和子

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

| | |
|-------------|--------------|
| 町 長 松田和久 | 定住対策課長 岡田清明 |
| 副 町 長 門脇裕 | 農林水産課長 池田高世偉 |
| 教 育 長 山本和博 | 下水道課長 中前千之 |
| 総務課長 齋藤福昌 | 建設課長 井川善寿 |
| 会計管理者 嶽野正弘 | 水道課長 山崎龍一 |
| 企画財政課長 大庭孝久 | 総務学校教育課長 岩水守 |
| 税務課長 脇田千代志 | 生涯学習課長 大上博人 |
| 町民課長 佐々木秋幸 | 五箇支所長 村上和弘 |
| 福祉課長 村上静夫 | 都万支所長 高梨康二 |
| 保健課長 井川芳樹 | 総務課長補佐 渡部誠 |
| 環境課長 浅生久 | 企画財政課長補佐 鳥井登 |
| 観光課長 吉田誠 | |

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 宮本智幸 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 8名

議事の経過

議長（池田信博）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方式と、一括方式の選択制としています。また、質問時間は答弁を除き、30分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求めるものでありますので、議員各位にはよろしくお願いいたします。

また、執行部におかれましては、質問時間も限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

議長（池田信博）

始めに、3番：平田文夫 議員

3番（平田文夫）

私は通告しております代替バスについて、町長の所信をお伺いします。

始めに申し上げておきますが、私は代替バスを否定するものではありませんので、そのことはしっかりと認識していただきたいと思っております。

高齢者の生活を支えていくために、欠かせない生活環境、満足度の施策を総合的に進めていく必要がございます。

そもそもバス運行は、民間事業者が運行許可を受け運行してまいりましたが、本町もその

度に利用促進を促したり、補助金による欠損補助を行ったりと、路線維持のために努力をしてまいりましたが、もともと利用者が少ないことに加え、自家用自動車の普及、人口の減少、過疎化の更なる進行などにより、路線維持はますます困難となり、2002年2月には道路運送法が改正され、バス事業者の路線撤退の許可制から届出制になったこと、介護保険法の制定により、介護の必要な高齢者等は介護サービス事業者の有償移動サービスに介護保険が適用となり、利用者がシフトされたことなどの要因により、2008年の原油価格の異常な高騰は運行事業者に大きな負担増となり、路線廃止議論が沸騰し、住民生活、特にバス利用者に不安を与えたことは、運行目的である「移動のしやすさ」、「診療の受けやすさ」、「福祉サービスの受けやすさ」、「買い物のしやすさ」、「知人友人との交流のしやすさ」、「文化・スポーツのしやすさ」等の交通サービスを考慮し、本町も事業主体として廃止された路線バスから代替バス運行にシフトし、路線バス・循環バス・コミュニティバス・デマンドタクシーと、交通不便者・地域のための運行が現在に至っております。

代替バスの経費負担は、運行経費から運賃を引いた欠損額を、事業主体である行政の負担となり、22年度実績でも代替バス運行費負担額は、県が1,873万3千円、本町も一般財源から3,272万6千円を負担し、合計では5,145万9千円の負担をしております。

今年度も試行錯誤しながら、4月1日より起点を変更し、試行運行を始めましたが、利用者も伸びず、試行当時のまだ肌寒い4月起点変更の周知不足で、都万と布施のお年寄りが日は違えども、合銀前の停留所において長時間地域へ帰るバスを待った事例が発生したことを、町長ご存知でございますか。

町長、あなたの「まちづくり」の原点は、地域コミュニティと協働と理解しておりますが、利用者の満足度、サービス水準の向上、経費の低廉化のために「コミュニティバス」、診療・福祉に安心できる「福祉バス」狭隘な場所でも利用できる「デマンド」を考慮すべきと思うが、町長の所信をお伺いいたします。

次に、行政サービスとコスト抑制努力について町長の所信をお伺いいたします。

行政サービスだから赤字で当たり前という意識がはびこり、コスト抑制努力が希薄になるおそれがあります。

平成22年度の代替バス運行経費は、一人当たり451円、これが20円の抑制努力で負担が362万円軽減されます。町長が今後も代替バス運行サービスを行う場合は、委託事業所に対して、できる限り公費負担を減らすような効率的な経営を行ってもらう必要がございます。そのために、「最小の経費で最大の効果」並びに「組織及び運営の合理化」の観点から事業所

に地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に準じて包括外部監査をお願いし、報告書の提出をお願いすべきと思いますが、町長の所信をお伺いいたします。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

「皆さんおはようございます。」

平田議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、1 点目の代替バス運行見直しについてでございますが、議員もご承知のとおり、新交通システムは「隠岐の島町地域公共交通会議」における方針に基づきまして、本年 4 月 1 日から運行が開始されたところでございます。確かに 4 月初めには、住民の皆さま方への周知や説明が十分に徹底されていなかったことは否めず、大変ご不便をおかけいたしました。現在は少し落ち着きまして一定程度の理解が得られ始めて来ているのではないかと、このように思っているところでございます。

先程も申し上げましたように、現在の交通体系は 4 月から運行したばかりでございまして、今後も住民の皆さま方、とりわけ頻繁にご利用いただいております方々の、ご意見等を十分にお伺いし、利用しやすい交通網となれるように地域公共交通会議での協議を重ねながら、見直しや改善に努めてまいりたいとこのように考えております。

また、議員仰せのとおり「まちづくり」は、正に地域コミュニティとの協働が基本でございまして、バス運行につきましても、住民の皆さま方の代表者も参加をいたして出来ます地域公共交通会議でご検討いただき、利用者の方々へのサービス向上やあるいは経費の低廉化等に努めてまいらなくてはならないとこのように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、事業所の外部監査の件についてでございますが、議員仰せのとおり地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づきます「包括外部監査」の目的といたしますところは、「最小の経費で最大の効果」あるいは「組織運営の適正化」等を図ることにあります。

この制度は、県や政令市、あるいは中核市等が契約を義務付けられているところであるわけですが、外部監査契約によって従来の監査委員制度との相乗効果で、監査機能の充実強化や行政の透明性を更に高めることにあり、このように理解をいたしております。

当該事業に係ります経営収支状況につきましては、町の監査委員によります監査が可能でございまして、運行に係る経費の内訳でありますとか、あるいは経営改善に係ります内容等を確認し、安全運行を最大の課題といたしながらも、負担額の軽減に努めてまいること、ご指摘の「包括外部監査」に匹敵する効果が期待出来るのではないかと、このように考えて

おります。そのように判断をし、今後は町監査委員によります対応を考えてまいりたいと、このように考えております。

どうか、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、答弁に代えさせていただきたいと思えます。

3番（平田文夫）

町長は、ただ今、地域公共交通会議を重視している。だけど町長、22年度の交通会議、実績から言うと、この隠岐の島町の業者が2社入っているわけです。交通会議のメンバーとして、しかし1社は全く出席してないではないですか。これが本当に重要であり、且つ行政が頼りにしている会議と言えるのですか。その原因を聞いてどう対応したのか、そのことの1点お伺いいたします。

それと、隠岐の島町はアウトソーシングを導入している。外部委託、外部委託の目的は、まず安全運行、そして行政サービスをいかに果たしていくか、そしてもう一つ大事なことは、経費をいかに抑制するか。

私が色々な角度から検討した結果、交通会議にしる、行政サービスにしる、あまりにもパフォーマンスが多い、徹底的にチェックしている機関はどこでしているのですか。

隠岐の島町が事業主体となっている以上、そういう視点からチェックする必要があるかと思えますが、町長の所信をお伺いいたします。

番外（町長 松田和久）

平田議員の再質問にお答えをいたしたいと思えます。

隠岐の島町地域公共交通会議の委員には、確かに2社が入っておりますが21年度は1社しか入っていない、もう1社は全部欠席している。そういうことで本当にきちっとした議論が来ているのかというご指摘ではなかったかと思えます。

この件につきましては、現在外部委託しております委託費といいますが、この関係で皆さん方からもご指摘をいただきまして、金額の変更ということもあったわけでございます。その辺りにつきましては、外部監査がいけないという訳ではありませんが、外部監査には相当な経費も掛かってまいります。

それで先ほども言いましたように、町の監査委員によります対応で十分可能であるということも分りましたので、今後はその経営状況等についてもチェックをしていただきながら、適正な助成で済むように対応してまいらせたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

3番(平田文夫)

私の質問に対して、町長もなかなかこの場で答弁することは難しいと思いますけど、やはり日々そういうことに目を向けて、副町長あたりはいつも言うんですよ「バスはもう無くされない。」と。私もそのことは認識しているわけです。だからそういう事も踏まえて、日々注視していくということが求められている。このままずっと続けばいいですよ、だけど人口減につながったり、利用者減につながったり、そういうことが将来的に、やはり、これだけの負担をしていくと町の運営にも影響を及ぼす、そういうふうな観点からしっかりとやって欲しい。

そこで、まずコミュニティー、島根県でも採用しているわけです。特に安来市は入札制度にしている。

隠岐の島町の運賃にしても初乗りが150円、距離制を導入しているわけです。しかし、島根県の運行は一乗車200円でやっているわけです。それで隠岐の島町の昨年の実績は利用者18万1千人、200円で運行することによって、今の運賃そのものが上がっていくわけです。そういうようなことが何故、議論されないのか。

150円の初乗りで、長距離で距離制をとっているわけです。要するに利用者と運賃を割ったら157円になるわけです。全然影響されていない。ということは、何故かというと大きな車両を運行して密度が少ないというのが原因なのですよ、そういうことが交通会議の中で議論されない。

運賃は毎年変える時には、許可をもらわなければならない。そういう観点から、しっかりと利用者のために本当に将来続けていくなら、真剣に取り組んでいないとは言いませんが、そういうふうなことを協議して欲しい。

委託会社が持っている大型車50人乗り以上ですか、それが5台走っているわけです。大型の低床バスが2台、中型バスが1台走っている。自然と経費がかさむ運行をしているわけです。

そういうことを踏まえて、今後、路線バス、代替バス、私はコミュニティーが最善だと思っておりますが、そこら辺のことをしっかりと交通会議の中で協議していただきたい。

そのことを踏まえて、町長どのようにお考えですかお聞かせ願います。

番外(町長松田和久)

再々質問にお答えをいたしたいと思います。

今までいろいろな運行形態をとってみて、それでも利用者が減る、大きく赤字が出る、そ

れに対して、いったいどうしたらいいかということをもっともっと利用者の方、あるいは地域の代表の方々、あるいは関係企業の方々に入ってもらって最善の方法を考えようということで、この会議が設定をされております。

従いまして、今ご指摘のようなことがあるとするならば、更に今後、先ほどのご指摘等を十分に議論していただいて、あるべき方向を私は出していくべきではと、このように考えております。今日伺ったご意見、そういったことも十分に審議してもらい、そのための会議だと考えておりますので、今後も引き続きその会議で方向を出させてまいりたいというように考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議長（池田信博）

以上で、平田文夫議員の一般質問を終わります。

次に、6番：小野昌士 議員

6番（小野昌士）

質問に入ります前に、先般の台風12号で十津川村が大変災害を受けました。私ども議会として十津川村へおじゃましたこともありました。改めてお悔やみを申し上げ、一日も早い復旧を願うものでございます。

それでは一般質問の通告書に基づきまして、私は文化行政と地域づくりについて、町長、教育長にお考えをお伺いいたします。

文化についてはいろいろな意見がございまして難しいわけですが、一応の定義では「文化とは、人間生活の全体、人類が自らの手で築き上げてきた有形、無形の成果の総体、いわゆるそれぞれの民俗、地域、社会に固有の文化があり学習によって伝習されるとともに交流して発展してきた。」とこういうふうに辞書にはございます。

言語学者で文化人類学者で有名な西尾雅之という方がおられますが、世界70カ国の島々を現地人と一緒に生活をしてその文化を調べる学者でございしますが、その人が言うのには「文化というのは高尚な学問や芸術だけが文化ではなく、人間の営みの全てが文化である。」とっております。

我々もこの島に住む人々の生活、それぞれさまざまな生き方の積み重ねで、島の空気感によって育まれたものを「文化」ということにしておきます。

来年は、ご承知のように古事記千三百年でございまして。インターネットで「古事記」というところを押しますと、神々のしまねスペシャルサイトというのが出てきまして、出雲大社について隠岐国分寺蓮華会舞が映し出されます。皆さん知ってのとおり神話の時代、イザナ

ぎ、イザナミのミコトにより大八島が誕生しました、淡路島、四国、次に3番目に隠岐の島です、九州、吉岐対馬、佐渡、本州と、いわゆる「国生み」でございますが、そうした神話も含め、隠岐の島は「歴史・文化」の島でございます。

また、地質遺産は、世界の登録に値する価値が認められようとしつつあります。まさに「日本の記憶が生きづく島」と言えます。こんな素晴らしい島の町に暮らせてもらっていることに改めて誇りと感謝をしつつ、文化行政、政策のあり方、役割、それらについて教育長、町長それぞれに認識をお伺いしたいと思います。

文化関係の仕事は、生涯学習振興法により生涯学習の対象として推進されています。隠岐の島町でも文化振興係を置き、教育文化振興財団と連携を取りながら指定文化財を含め、さまざまに文化を生かした町づくりを進めています。

文化の仕事は様々ですが、分かりのよい文化財保護伝承等について話を進めてまいりたいと思います。町内には、指定文化財が74ございます。

ある人に言わせると、「歴史や伝統があるというだけで、あるいはこれらは文化として守るべきだ」という行政の価値判断だけで、税金で補助をしたり、保護をするのは疑問である。」と、町民の多数から理解され支えられる価値がないといけないと言います。私は、少なくとも指定された文化財はそれなりの価値があるから保護されていると思っています。

特に18の無形文化財というのがありまして、神道等にまつわる行事が主になっております。神楽、祭礼風流、牛突き習俗、これらの行事を見たり、聞いたり、私も区長ですので津戸の無形文化財である「百手の神事」を運営しておりますが、現実に地域の祭事を運営して思うことは、今の隠岐の島町の地域を支えている「隠岐びと」、こうした行事に参画、あるいは行動している成人達じゃないかというふうに思っております。彼らが心のつながりを大事にしながらかえ習う、つなげる、伝えるそのことが町の文化、地域を守り、絆を深めることにつながっていると思います。

行政は、文化の育つ環境整備はもちろんのこと、この町の歴史や伝統を再確認して、文化交流や教育文化振興財団の強化を含め、町の多彩な文化を貴重な社会資源として観光やまちづくり、教育、社会福祉とあらゆる施策に積極的に活用する。いわゆる「攻めの文化行政」を目指すべきではないかと私は思っております。

昭和63年度サントリー地域文化賞で、隠岐古典相撲を継承する会が表彰されました。新聞記事の「今日のノート欄」で、竹下元総理が、「ふるさと創生論を説かずとも、日本のふるさと感は、“どっこい”生き続けている。西日本では、2団体が選ばれた。一つは『尼崎青少年

創造劇場』、今一つ島根県の『隠岐古典相撲を継承する会』、その役相撲は、二番続けて取り組んで負けた力士は次には必ず勝って面目を施す仕掛け、相撲で興奮したあとの島民にしこりを残さぬ生活の知恵だとか、こんな味のある地域文化を発掘し、顕彰し資金援助するサントリーの『文化』、こんな企業はめったに見つからない。」とこういうふうに結んでいます。

来年は、古典相撲も計画されております。相撲も、攻めたり前に出る相撲が、だいたい勝ちにつながります。積極的な文化行政が必ず「隠岐びと」達に希望を与えると確信します。現状の文化行政、あるいは今後の方向等について、それぞれお考えをお聞きいたします。

番外（ 教育長 山本和博 ）

ただ今の、小野議員の「文化行政と地域づくりについて」のご質問にお答えいたします。

本町には、人間と自然との関わりの中で生まれ、地域の風土や生活を反映した豊かで伝統的な文化があります。

この伝統的文化は、我々に、この島の歴史や古くからの生活の様子を伝え、その根底にある知恵と技を伝え、日々の生活に精神的な豊かさや感動、生きる喜びを与えています。また、継承されてきた伝統的な文化は、地域住民の心のよりどころとして連帯感を育み、共に生きる社会の基盤を形成する役割を担っています。

文化財は、このような伝統的な文化が結実したもので、我が隠岐の島の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な資産であります。社会の発展になくってはならないものであります。その意味においても文化財は、将来の地域づくりの核となるもので、確実に次世代に伝えていかなければならないものだと考えております。

しかし、現在社会構造や価値観の変化などにより、歴史的な建造物、文化的景観、遺跡、地域に伝わる祭りや行事のように、長い歴史の中で伝えられ、保存されてきた文化財やそれを守るための伝統的な知恵と技が失われつつあるのが現在であります。

教育委員会といたしましては、その類い稀な文化財をしっかりと把握し、後世に伝える役割が重要であると考えています。アンテナを広く張り、正しい情報を収集して貴重な地域文化財を保護することが必要であることを認識し、文化行政を進めてまいります。

本町の文化財保護条例の目的は、「その保存及び活用のため必要な措置を講ずる」と、「町民の故郷に対する認識を深め文化の向上に資する」ことであります。

議員ご承知のように、現在本町には74の指定文化財があります。その中の18が無形民俗文化財であります。これらが町づくりに大いに役立っていることは認識しているところであります。その保護のため支援をしていくことが教育委員会では肝要と考えております。

ただ、その運営には、あくまで地域住民が中心となっていくものであり、人的な支援、あるいはハードウェア面での支援をすることが地域の文化財を保護することになるものと考えております。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

それでは引き続きまして、私からも小野議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

議員仰せのとおり隠岐の島町には、有形・無形を問わず、この島に住む「隠岐びと」が生活の中で自らが築き上げてきた文化があると思っております。

その文化の中には、それぞれの地域で伝承され、これからも先人達がそうして来たように未代まで引き継いで行くものが多数あると、このように思っております。

議員ご指摘の「攻めの文化行政」を念頭に、「隠岐びと」達が希望をもてる施策を展開すべきではないかと、このようなご質問ではなかったかと思いますが、ちょうど幸いなことにソフト事業におきまして、今上限が年額2億円ということを限度といたしまして、実は過疎債の充当ができるようになってまいっております。こういったものを財源といたしまして、地域が伝承してまいりました「文化」を支援していくことが可能になってまいりました。そういったことが可能ではないかと、このように思っております。

近年、地域が文化の継承に困難な状況にあることも一方では耳にいたしてありまして、地域が「文化」を継承していくために、いったい何が必要で、どこに問題があるのか、そういった「文化」の継承にかかわっておられます地域の皆様方や、教育長はじめ教育委員会と十分に協議をいたしながら、その支援策の実施に向けまして、調査研究に取り組みたいとこのように考えております。

そのことが「地域づくり」につながるものと、私も考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをしまして、答弁に代えさせていただきたいと思っております。

6番（ 小 野 昌 士 ）

教育長、町長、前向きに取り組むという認識は確認いたしましたが、最近私も眼鏡を替えまして“粗探しの眼鏡”から“感謝の眼鏡”に替えてもらいまして、従って町の文化行政の粗はあまり見えないようになっておりますが、1、2点再質問させていただきます。

平成5年にふるさと創生資金と西郷町からの寄附を受けて、2億円の基金を財産に「財団法人西郷町文化振興財団」が設立されております。平成14年に体育文化活動を積極的に推進するというので「西郷町教育文化振興財団」が設立されて旧財団から財産を引き継いで

平成 16 年合併をして、今の「隠岐の島町教育文化振興財団」と名称を変えて来ております。

私は当時の創生資金を積み立てて、基金として運用したことは、当時毛利町長さんだそうですが、今思えば素晴らしいことだと感じております。と言いますのは、他の都万、五箇、布施もそれなりに 1 億円は使ったわけではありますが、形としてそういう具合に残っていないというのが現状でないかと思えます。

そこで 1 点、貴重な文化資源や活用あるいは守るためにも、更に 1 億位は 2、3 年かけてでも基金を積むべきではないかというふうに思います。というのは、今の都万、五箇、布施の文化財も西郷町のお金で支援してもらっております。

合併しておりますので、いわゆる一体感を持つためには、やはり合併特例債というものが確か 10 年間ありますので、いくらかは積み立ててございますが、そうしたものが当然、こういうものに使われていいのではと私は思っておりますので、先ほど町長は過疎債で云々と言いましたが、やはりそういう基金も積んでしっかりとした根をもって文化行政にあたるべきと思えます。

次に 2 点目、これは教育長の管轄になりますが、それぞれの祭事、伝統行事を維持するために高齢化等で各地域でかなり厳しくなっているというように聞いております。

今回、総務課ですか、各集落の実状調査を計画し予算に載せてあります。それと併せて祭事についても、そうした実態を調査する必要があるやにも私は思います。というのは、これからは津戸の「百手の神事」が守れるのか、廃れるのか、あるいは「玉若酢神社御霊会」もこれから毎年やれるのか。そこをじっくりと、その背景を調査すればと思えます。

本来なら、そうした地域の調査をもとに仮称ですが、まちの文化を維持、創造、いわゆる「創り出す会議」を作って、課題を整理して対応を考えるという時期に来ているのかと思えます。そういう具合になれば併せて教育文化振興財団のあり方、あるいは将来の「隠岐びと」となる今の子ども達の文化に対する親しみとか、参加とか交流とか、そういう機会を図るべきではないかと思えます。

そういった考えについて、始めの基金の問題は町長、次の問題は教育長にお願いいたします。

番外（町長 松田和久）

小野議員の再質問にお答えをいたしたいと思えます。

ご案内のように、「ふるさと創生 1 億円事業」がひとつのきっかけになりまして、旧町時代にまちづくりの提言をしてもらおうような「ふるさと創生会議」等を開いたりいたしまして、

結果的に「文化振興財団」を設立するということが採択になりました。確か当時、磯地区の方々の発表でそれが採決されたというように記憶をいたしております。

そして基金を積んで、後に合併と同時に「教育」をいれて「教育文化振興財団」と変わりました。当時は基金の果実でもって、そういった助成が出来る運営も出来るということでスタートいたしました。その後、経済情勢が大きく変わって、もうその基金の果実が当てにならなくなってしまったということで、現状は元金そのものを取り崩さないという運営が出来ない、助成が出来ないということでごさいます、議員仰せのようにこのままいくと、いつか絶えてしまうというようになるという心配があるのは事実でごさいます。

先ほど過疎債のソフト事業の話申し上げましたが、実はこれは基金造成には出来ないことになっておりまして、直接いろいろなソフト事業に対して支援していくという形でありませぬ。

基金にはそういうものは該当できませんが、しかしこの文化振興財団、非常に大切なものであります。財団が直接支援はしなくても、非常に貴重な資源が隠岐に残されております。

去年でしたか、松江で「全国土地改良大会」がありました、その時にオプションで隠岐にも観光ツアーを是非お願いしたいということで、土地改良連合会の方へお願いをいたしました。

そういたしましたところ、北海道から百数十名の方々が隠岐に来られました。そして、町長挨拶をしてくれということでしたので、ご挨拶に行きましたところ、実は隠岐には闘牛、牛突きがあるということを知ったので、是非この八百年のどういう歴史でそういうものが残ったのか、是非今のうちに観ておきたかったというのが団長さんのお話でごさいます、その牛突きあたりも今、非常に厳しい状況に直面をいたしております。

こういった文化をどうやって後世につないでいくのかというのは、議員仰せのとおり我々も非常に大事にしていかなければならないと、このように考えております。

今、現時点で基金を何年かけていくら積んでという計画はございませぬが、そのことにつきましても今後具体的に方策について検討させてみたいと、このように考えておりますので、よろしくをお願いをいたしたいと思ひます。

番外（ 教育長 山本和博 ）

ただ今のご質問にお答えをいたします。

無形民俗文化財というのは、生活、時代と共に変化するものでありますので、そのままのかたちで保存するのは難しいものだと考えております。

民俗、芸能、風俗慣習の記録作成ですので、我々がする一番重要なことではないかと考えております。何故なら、今生活している人々が行う祭りで、生活上必要だから行われているものだと考えておりますので、今小野議員さんがおっしゃったように地域の祭りの運営が困難だという状況が時代と共に変化してきたものだと考えております。

ただ、教育委員会として、現在そのような祭りの資料の収集、整理に当たらせております。この資料の収集、整理が終わって、必要ならば議員さんがおっしゃったように調査もしていかなければならないと考えております。

次に、教育文化振興財団のあり方についてであります。仰せのとおり平成25年10月に法人法が改正されますので、私はそれまでにこの財団をこれからどういう形で残していかなければならないのか、あるいはどういう具合に時代の要請に応えていかなければならないかを考え、財団について将来どういう姿にあるべきかを指導していきたいと考えております。

無形民俗文化財を教育に活用するべきだと言われましたが、先の島根県の学力調査の中で地域の祭事、地域の行事に参加している子どもの割合は、隠岐の島町は島根県でもトップクラスに多いとされておりますので、その点は自負しておりますが、ただ、今言われたようにもっと積極的に子ども達、あるいは学校が地域にかかわっていくことが大事なことだと思っておりますので、これは更に努めてまいりたいと考えております。

6番（小野昌士）

教育長が今、そういう調査を行っているということですが、調査をやっている間にそういうものが無くなってしまおうというおそれがありますので、急いで前向きにやっていただきたいと思えます。

ご承知のように今度、町民憲章案が出てきております。その中に「歴史、伝統、文化を大切に『隠岐びと』を未来に伝え、夢と活力のあるまちをつくります。」と唱っております。

私はいつもラジオを聴いておりますが、この頃“コシノジュンコ”さんという、デザイナーの人が「母」について語っていましたが、“ジュンコ”さんのお母さんはいつも言っていたそうですが、「向こう岸、みているだけでは渡れない。」と、いわゆる「何事もまず行動しなさい。」というのが口癖だったそうです。

やはり文化を守り、希望と活力ある隠岐の島町づくりは文化も含めて今あるものを使い切る、あるいは今出来ることから始める、皆さんがそうした“こころね”を持ちながら、明日から、今日からでもいいから行動することだと私は思っております。

是非、そうした気持ちで文化行政と地域づくりを強力に進めて欲しいと、強く希望して質

問を終わります。

議長（池田信博）

以上で、小野昌士議員の一般質問を終わります。

次に、9番：高宮陽一 議員

9番（高宮陽一）

私の方からは、「隠岐の島町の次世代育成支援行動計画」について一般質問を行いたいと思います。

平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定をされ、全ての自治体が10年間の集中的な計画・取り組みを推進するために、計画の策定が義務付けられたところでございます。

本町におきましても、平成17年から平成21年度までの5年間の行動計画を策定して取り組み、更に平成22年度からは、平成26年度までの5年間の後期計画を策定して取り組んでいるところでございます。

行動計画にある、安全な妊娠・出産への支援について町長の考えを伺いたいと思います。

ご承知のとおり、隠岐病院産婦人科医が不在となり、町内での出産が出来なくなったため、本町では、本土において出産を余儀なくされた妊婦さんに対して、経済的支援を行ってまいりました。このことは本人はもとより、家族も安心して出産に望むことが出来たと、このように思っているところでございます。

しかしながら、本年4月からは医師体制が2名となり、島内出産が可能となったことは大変喜ばしいことではありますが、島内出産が可能となったことで、本年3月をもってこの支援制度が廃止をされたところであります。

しかし、妊婦さんの中には、1割から2割程度はどうしても、本土出産を余儀なくされるとも聞いておきまして、3月までに支援制度の対象となった方につきましては、4月以降の本土出産の場合も対象となり、経済的な支援が受けられるわけですが、4月以降に本土出産を余儀なくされた方は、この制度の適応がなくなるということになっているのが現状です。

このことによりまして、将来本土出産を余儀なくされる妊婦さんは、精神的にもまた経済的にも大変不安な気持ちになっているのではないかと、このように推測するところでございます。

本町の後期の行動計画では、健やかに生み育てる環境づくりの基本施策に、「安全な妊娠・出産への支援」が掲げてございます。そこには、「島外出産を余儀なくすることになった妊婦が安心して出産に望めるよう支援していくことも課題となっている。」との記載があります。

このことが、“絵に描いた餅”にしない計画にするためにも、島外出産の支援制度を速やかに復活をして、継続してそういった環境づくり実現すべきだと私は考えます。

隠岐の島町まちづくり計画である「新町建設計画」での人口推計では、平成22年に17,187人、平成27年には16,672人と予想はしておりますが、平成22年10月現在15,488人、このようにもなっております。既に推計をしている16,990人を多く減少しております。急速な速さで減少しているのが現状でございます。ちなみに合併時の人口が17,613人、現在比較しますと約2,000人を超える人口減となっております。

また同時に、15歳以下の人口について申し上げますと、平成17年の4月には、約2,400人、平成23年4月には1,900人ということでこれも減っております。そういったことで、総人口が減るよりも、子どもの数がどんどん速く減っているというのも現状であります。更に子どもの生まれる数は少なくなりますし、また亡くなる方も増える一方であります。

雇用、あるいは定住対策も依然として具体化をしておらず、このままで推移をすれば隠岐の島町の将来は危機的な状況になる。このように今、危惧するところでございます。

島が存続するためには、そこに「安全・安心な暮らし」があり、人が住み続けることが出来る環境が最も大切であり、安心して生み・育てることが出来る環境があれば定住対策の一助となる、とこのように考えます。

隠岐ジオパークの世界認定や観光振興も結構ですが、しつこいようですが、まずは島民の「安全・安心な暮らし」、人が住み続けることが出来る環境整備が大切だと思っております。

そういったことから、健やかに生み育てる環境づくり、定住対策の上からも是非とも島外出産への支援体制は拡充し、早急に継続すべきと思いますが、町長のお考えを伺いたしたいと思います。

番外（町長 松田和久）

ただいまの、高宮議員の「隠岐の島町次世代育成支援行動計画について」のご質問にお答えをいたしたいと思います。

議員仰せのとおり、本町の人口は合併後、毎年社会的要因で約140人前後の減少、それから自然的要因といたしまして、平均値でございますが250人前後の死亡数をみております。

これに対しまして出生数でございますが、以前よりも少し減ってまいりまして100人を切る年もありましたが、だいたい100人から110人前後ではないかというように思っております。差し引きをいたしますと、約300人前後の人口減少が今続いているということで、先ほどもご指摘がございました、合併時には17,613人が、現在では今年9月1日では15,630人

だそうです。資料の取り方によって数字が変わりますが、ということで大体 2,000 人の、7 年近くの間人口が減ってきているとこのような状況でございまして、議員も心配しておりますが私も同じように心配をしているような状況でございます。

このような状況を踏まえ本町では、「隠岐の島町次世代育成支援行動計画」におきまして保健・福祉・教育・医療などの総合的な子育て支援施策を定め、各種の子育て支援を今展開させていただいているところでございます。

島外出産への支援制度も、産婦人科医師不足により、島外出産が余儀なくされたことによりまして、平成 19 年度から制度を設けさせていただき、妊産婦とかそのご家族の経済的負担の軽減にも何とか努めてまいりたいということで実施をさせていただきましたが、議員ご承知のように、今年の 4 月から産婦人科医師 2 名を招聘することが出来ました。隠岐の島町内において、大方の分娩が可能となり、前年度末まで申請された方々への助成をもちまして、この支援制度を一旦廃止をさせていただいたところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり妊産婦の中には、ハイリスク分娩のため、本土での出産を余儀なくされていらっしゃる方があり、制度を廃止することで妊産婦やそのご家族の経済的負担が増えることもまた懸念をされ、各方面から支援継続の要請を今受けているところでございます。

制度の廃止時に、少子化対策の一環といたしまして、本土でのハイリスク出産に限り新たな助成制度を設けることができないのか、今所管課へ指示をいたしまして、助成制度の準備をさせて進めているところでございます。

また、新たな出産助成制度にかかわらず、各部局におきましても子育て支援策といたしまして今何をなすべきなのか、何が出来るのかを検討させ、本計画の基本理念でございます「誰もが安心して子どもを生み・育てることのできる環境づくり」に努めて、今後もまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

9 番（ 高 宮 陽 一 ）

大変丁寧な答弁をいただきましたが、私の眼鏡は“少し粗探しの眼鏡”のようでして、少し質問したいと思いますが、町長からは今指示をしているということですが、ひとつ確認をしたいのは指示をして、この制度が途切れることのないように対応したいのか、この点について確認したいと思います。と言いますのは、町民としてその期間適用がなかったからというのは、また不公平なことが起きるやも知りません。まずこれを 1 点確認したい。

後段でお答えいただきましたが、本計画の理念でいろいろ努力したいということですが、今

「まちづくり計画」とかいろいろ計画がありますが、今回の計画は、ひとつは国が指示したということがあって、どこの自治体をとっても「金太郎あめ」的なことが多分に多いです。

私も、あちらこちらの自治体を調べてみますと、たいがい同じようなことをやっている、ただ、私は本当に子育てをするなら「隠岐の島」だと言うぐらいの、まあ、ナンバーワンじゃなくてもいいし、オンリーワンでも結構だと思いますけども、そういった本当に子どもを育てるにはいいなあというような「まち」が出来ないものなのかと。そうすることによってこの町で「子育て」をしようかと。そのうち子どもが卒業したり云々すれば、戻るといふことがあるかも知れませんが、案外 U ターン、U ターンの部分でも期待がもてるのではないかとというような気もしております、そこら辺りを掘り込んで聞きたいと思います。

定住対策も町長いろいろ取り組んでおられますが、私が見るからにして将来的に人口が増えるのか、先ほどから言いますように多分これから毎年 300 人位ずつは減っていくのではないかと気がしております、本当にこのままでは隠岐の島も沈んでしまうのではないかとというような気がしております。

今までいろいろな場面で言うておりますが、やはり子育てをする時には、ひとつには経済的な問題、あとは心の問題ですね。今、隠岐の島の場合も離婚が増えているようなことも聞いておりますので、是非そういった心の面での支援も、いろんな立場の場でも必要ではないかと気がしておりますので、今ひとつ、そこらの考え方について町長の考えをお伺いしたいと思います。

番外（ 町長 松田和久 ）

高宮議員の再質問にお答えをいたしたいと思えます。

何とか島で分娩が出来る体制を、どうしても作りたいということでやってまいりましたが、厚生労働省の助成もいただきまして、私どもの隠岐だけでしたが、松江で我々がかかわっております「レインボープラザ」を整備して、そこで何週間か分娩の日まで安心して生活出来る空間を整備もさせていただきましたが、実際行って帰られた妊婦さんの中には、私のところに報告にこられる方がおられて「ありがたかった。」という反面、やはり「速く 2 人の先生をおいて島で分娩ができるようにして欲しい。主人も家族もいない誰も居ない中で 1 人で先生を待つのは苦しい。」とその言葉を聞きまして、私は、その日から 2 人目をということで、県の方はこれ以上無理は言わないでくださいと云わんばかりのことでしたが、お蔭さまで隠岐出身の先生に 2 年がかりで議員の方にも中に入っていて、お帰りをいただくことになりまして安心をしておりますら、やはりハイリスク分娩、特に 20 代でお産をしてない、

30代で初産となるとどうしてもハイリスク分娩になるそうです。

そういう方々が、向こうで分娩をせざるを得なくなるということで、今検討してもらっておりますが、ただ来年隠岐病院が出来るわけですが、こうなればみんなで医師を支えていく努力も必要だと思います。少なくとも隠岐病院でかかって、隠岐病院ではちょっと無理だ紹介状を書くから向こうの病院でというような方には、何らかの今後支援をしていくべきではないかと。ただ、得手勝手というような場合にまでするのかと言われると、隠岐病院との関係もあるものですからその辺りを少し整理させていただいて、そして隠岐病院の指示で向こうで出産しなければならないという場合は何らかの支援をしてあげるべきではと、私はこのように考えて今研究をしておりますが速くやれということだと思いますので、これについても早く結論を出さしていただきたいとこのように考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

町村会のほうの役員も今させていただいております、話を聞くと例えば飯南町、邑南町の方はまだまだ隠岐よりも手厚い、例えば保育料の軽減をすとか色んなことをやりながらこの少子化対策、ひいては過疎対策に努めておられるような話も伺っております、そのことについても財政当局と現課で相談をして、出来る限り経済的負担が少なく安心して分娩ができ、安心して子育てが出来る環境を作ってまいるべきだろうと。

そのためにも循環経済であります、一方の産業振興についても同時に考えながら、そういった福祉政策に力を入れて行きたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思っております。

また、心の支援はどうだ、ということですが、そういう形で目に見えないところで我々が下で支えていく政策を展開することで、心の支援ということで受け取っていただけるのではないかと、このように考えておりますのでよろしくお願いしたいと思っております。

9番(高 宮 陽 一)

私が聞きたいのは、だいたい9月頃ですか、3月までに認定された方は9月から10月位でだいたい終るということですが、早く結論を出したいと言うことは4月以降もやるということですか、やらないということですか。

結論はやる方向であるのか、まずそれを聞きたい。その点最後にお聞きします。

番外(町長 松 田 和 久)

大変失礼をいたしました。勿論、やることを前提に今検討をさせておりました、やらないための検討ではございません。

是非やる方向で検討している、そのための方策としていろいろな場合のケースを考えながら、今考えていただいているつもりでございます。

議長（池田信博）

以上で、高宮陽一議員の一般質問を終わります。

ここで、只今より10分間休憩をいたしたいと思います。

（ 本会議休憩宣告 10時41分 ）

本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時51分 ）

一般質問を続けます。

最後に、2番：前田芳樹 議員

2番（前田芳樹）

私は固定資産税の過徴金の還付について、町長にお伺いいたします。

まず1つ目です、固定資産税の過徴金の還付は文書保存期限を基準にした5年事項までとされておられるのか。5年分しか還付しないそうですけれども、行政失態の場合にはそれを超えた期間についても、道義的責任のもとに還付するべきではないかという点についてお伺いいたします。

町村合併前のことではありますが、昭和58年1月に集落道路拡幅のために用地買収した土地の所有権移転登記が完了していなかったため、現在、その該当地一帯の測量調査が五箇地区の妙見地区で進められています。これまでの間に、地籍調査も完了しているので17条図面は当然ながら作成されているはずでございますが、はなはだ長期間放置されていたようでございます。何しろ、旧町村時代のことですので新生隠岐の島町に責任はないなどとはお考えになっていないようで、今、懸命に対応しようとしているわけでございます。当然ながら、継続的に行政上の責任はあるはずで。

今回の所有権移転登記未完了で、数人の善意の当時者達は、用買に応じた昭和58年1月から現在までに実に27年間もの長期間にわたって買収されて道路になった部分の固定資産税を払い続けて来たわけでございます。3年ごとの固定資産税の課税見直しの縦覧期間というのがありますが、役場に来て見なかった本人が悪いとか、文書保存期間の5年を過ぎたからそれ以前の税率が不明で逆算のしようもないとおっしゃるのでしょうか。

88歳で1人住まいのおばあさんが、3年ごとの見直しに登記簿をもって閲覧確認に役場窓口へ行くのでしょうか。17条図面も専門用語も行政システムも不理解なことだろうと思いま

す。ただ役場から送られて来る課税通知書のままに払い続けるしかなかったはずで、全くの善意の当事者達です。この当事者の1人が、近年になって他の関連で当該地の名義変更未完了に気がつき、役場に善処依頼をしたが全く進展がなく、本人は困って法務局にどうしたものかと手紙を出されたそうです。そうしたことから事態が動き始めまして、役場職員の方が所有権移転登記未完了に気が付いて、全くの行政上の失態による固定資産税過払い事態が露見したわけでございます。

文書保存期間が5年で、5年だけの還付になるとの説明だったそうです。それ以上は還付できないという話だったそうです。この行政上の失態について、役場は誰のためにあるのか、住民のためにあるはずではないのかと不信感さえ抱いているというこの方々、全く落ち度のない善意の当事者達に対して、行政は謙虚な姿勢で改めて謝罪をするべきではないでしょうか。

厳密な過払い金の算出は出来かねるようですが、参考数値はどこかにあるはずで、それらに準じて推計算出をして、27年間に渡って遡及して還付するべきではないでしょうか。

一般財源から他方面へ補助金を多額に拠出しているのに比較すれば極めて小額であろうと思われまます。胸襟を正して道義的責任を果たすべきではないのか、この点についてまず1つ目町長にお伺いします。

次に、公共工事用地買収地の所有権移転登記が現在、隠岐の島町ではどうであろうかと、漏れなく迅速にされるべきではないでしょうか。

公共工事用地買収地で、隠岐の島町全域的には所有権移転登記の未完了の箇所は他にもあるのではないのでしょうか。道路の付け替えなどで発生した余り地、各地に有るように見受けられますが、この所有権移転登記未完了地の把握は全域的に漏れなくなされておりますでしょうか。

このことは、遊休地払下げにも当然ながら支障をきたしますし、且つ、また、今回のような固定資産税の過徴収にもつながりかねないことでございます。全域的によく調査をさせて、早期に整然と対処をしておくべきでございます。この行政上の基本的な事柄に即刻取り組ませるお考えはありませんでしょうか。

番外（町長 松田和久）

ただいまの、前田議員の「固定資産税過徴金について」のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の「固定資産税の過徴金還付は、行政失態の場合、時効年限を超えて還付すべきではないか」とのご指摘でございますが、これにつきましては、私も議員がおっしゃるよ

うに改めるべきは改めて、町民の皆様方の不安を解消し、行政への信頼の確保を図ることが何よりも大事であると考えているところであります。

当該町道につきましては、取得をいたしました用地の大半の登記ができていない件につきましては、残念ながらご説明がございましたとおりとなっております、このため本年度におきましても、実測及び変更登記を今急がせているところでございます、その処置をまち、速やかに固定資産税の修正並びに還付をさせていただき運びとしているところでございます。

ご質問の還付の年限につきましては、地方税法第 17 条の 5 第 3 項の規定によりまして最大 5 年間遡っての還付とさせていただいているのが現状でございますが、当該ケースの場合は、議員ご指摘のとおり、事情がどこにあれ行政側が取得いたしました用地の変更登記をしなかったことによりまして、課税が生じてしまったケースでございますので、5 年間を超える部分の還付につきましても、行政側の責任において遡及し還付されるべきであり、その方法を今検討させているところでございます。

この地方税法の還付年限を超えて還付する方法につきましては、地方自治法第 232 条の 2 を準用した返還金要綱を整備をし、対処する方法が全国的には行われているようでございますが、最近では県下でも要綱を設置する自治体が増えてまいってきていることが分かりました。

こうした先進事例を参考にしながら、本町におきましても早急に該当する要綱の策定、そして施行をしていきたいと今考えているところでございます。

何れにいたしましても、当該ケースのような町民の皆様方に長年に渡り不利益を及ぼすような対応は、私の本意とするところではございません。正すべきは速やかに正し、誠意を尽くして対応させてまいりたいとこのように考えておりますので、御理解を賜りたいと思いません。

次に、2 点目の「公共工事用地買収地の所有権移転登記は漏れなく迅速にさせるべきではないか」ということについてお答えをいたします。

用地買収に伴います所有権移転登記につきましては、迅速に行わなければならないのは議員仰せのとおりでございます。

道路事業で取得いたしました土地につきましては、未登記台帳を作成いたしておきまして平成 16 年度以降、100 筆、人数にいたしまして 53 名の登記未完了地がございまして、随時登記をするよう作業を進めさせているところでございます。ただ、相続関係におきまして行方不明者がございまして、あるいは相続権利者間にトラブルが生じ書類が整わないケースも中にはございまして、そういった場合には一方的に登記ができません。大変苦慮いたして

いることも事実でございます。

登記未完了地につきましては、議員ご指摘の道路を含め早期に登記するよう進めているところでございますし、関係各課と連携を図り調査を行いながら、固定資産税の適切な徴収とあわせ登記完了に向けた取り組みを行っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ただ、農道は地籍調査がもう進んでいると思いますが、林道につきましては林地は進んでおりません。例えば台帳面積は100しかないのに、分筆したところが120あったりということがあって、これは旧4ヵ町村ともに林道等については、所有者の皆さん方と相談をしながら、その所有者の皆さん方が林道を作って欲しいということから作ったケースがよくあります。

そこまでやっていくと、地籍調査と並行しながらやらないと收拾つかないのかなという部分もありますことを、ひとつお解りいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

2番(前田 芳 樹)

念を押すようで恐縮ですが、今後のために1つ目のことに関して少し再質問させていただきます。

公共工事で収用した場合、不動産登記法118条1項、2項に書いてあります。「地方自治体は速やかに登記所に登記を囑託しなければならない。」と、これを今回怠っていたわけです。長期間にわたって。

ところが、そのことが分からないために、まあこれは分からなかつただろうと思っておりますけれども、この当事者の娘さん2人を役場本庁に呼んで滞納状態だと、それまで納税していた人の息子さんが脳梗塞で倒れて生活困窮者になったということから、平成14年以降数年間滞納した、については滞納解消のために当然担当者が交渉されて呼んだのはいいのですが、そこで非常に厳しい言葉で恫喝状態だったということから、その娘さんが「役場というところは恐ろしいところだと、二度と行きたくない。」とそういう印象を持たれたそうです。こういうことがあってはならないことで、住民と役場の接点が地域社会の原点ですので、過徴収であったことが故意ではなかったからと言われるかも知れませんが、こういう状態ではいけませんので、この収用で登記をしなければならない場合、通常売買では買い手と売り手が共同申請ですが、収用の場合はまず自治体が登記申請の義務を、この用買に応じた人には何も登記の義務はないわけです。全くの善意なのです。

ここのことを職員の方ご指導されて、そういう措置があまりないように留意していただき

たいと思いますが、それについて町長のお考えを少しだけお聞きしたいと思います。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

前田議員の再質問にお答えをいたしますが、私は役場は恫喝するところでも何でもなし、地域の皆様方のまさに役に立つところが役場なのだというように職員には申し上げてきております。

その町民の皆様方が役場に来られるのは用事があるから来られるわけですし、もう行きたくないと言われるような環境はつくるべきではないし、高齢化も更に進んでまいるわけですので、来られたお客さんをまわすのではなく、職員をまわせばいい。職員が仕事をうまくまわして、そして動かなくても処理が出来るような体制を作らせる。そういったことがあるものですから、毎朝各課ともに朝礼をさせております。今日どういう仕事か、どういう形で行われるのかということ、こと細かく話し合いをして今日は誰がどういう仕事をしているか、誰が出張しているか、朝礼でわかるようにしているのも、実にそういったサービスを徹底するためにやっております。

もしそういう恫喝するような、恫喝まがいなことがあったとするならば、改めてお詫びをし、徹底的にこれを改善させて行きたいと、このように考えております。

今まで登記が思うように出来なかったという部分についても、早急に整備をするようにこれからは努めてまいりますし、今のような社会状況の中ではなかなか林道までということにはならないと思いますので、もう地籍調査もだいたい終わっておりますので、そういうことにつきまして徹底をさせていきまして、このようなことで議員さんから一般質問を受けなくてもすむように、今後は善処してまいりますのでよろしくお願いしたいと思います。

議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日、9月21日は定刻より、質疑を行います。

本日は、これにて散会いたします。

（ 散 会 宣 告 11時11分 ）

以 下 余 白